明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号） | と併給年金 | の二分の一に相当する額と併給年金 | 平成二十四年一元化法 | | | | |
| | 相当する | 相当する額に二を乗じて得た | | | | | |
| 第五十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三条の二第三項 | の額（ | の額の三分の二に相当する額（ | 第六十条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三条の四第一項 | 額事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは昭和六十年改正前地共済法による退職年金若しくは減額退職年金若しくは通算退職年金若しくは通算退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金若しくは通算退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧地共済法の規定による保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金に相当する額とする。以下この項において同じ。）との | 控除後年金総額を | 控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を |
| | 相当する | 相当する額に二を乗じて得た | | | | 相当する | 控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を |
| 第六十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の四第一項 | と併給年金 | の三分の二に相当する額と併給年金 | 新法第八十九条第一項及び第二項並びに新法 | 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第十八条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第五条の規定による改正前の新法第八十九条及び | 額事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは昭和六十年改正前地共済法による退職年金若しくは減額退職年金若しくは通算退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧地共済法の規定による保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金に相当する額とする。以下この項において同じ。）との | 控除後年金総額を | 控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を |
| | 相当する | 相当する額に二を乗じて得た | | | | 相当する | 控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を |
| 第五十九条第一項 | という。）と | という。）の二分の一に相当する額と | | | | という。）と | という。）の三分の二に相当する額と |
| | 適用後の併給年金の額 | 適用後の併給年金の額（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金にあっては、その額の三分の二に相当する額とし、旧国共済法の規定による退職年 | 適用後の併給年金の額（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金を支給事由とする前地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧地共済法の規定による保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金に相当する額とする。以下この項において同じ。）との | 控除後年金総額を | 控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を |
| | | | | | | 相当する | 控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を |

（沖縄の組合員であった長期組合員に係る改正前国共済法による退職共済年金の額の特例）

**第七十五条**　なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の四第五項に規定する者であって追加費用対象期間を有するものに対するなお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十一条」とあるのは、「、第十一条並びに国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第二十七条の四第五項」とする。

（退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の額に加算する老齢基礎年金及び障害基礎年金の額）

**第七十六条**　国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうちなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条第二項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一　組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十三条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二　なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数